

6 健康管理

みなさんが充実したキャンパスライフを送るために、「こころとからだの健康」が何よりも大切です。本学では、保健室や学生相談室の設置、定期健康診断の実施、「学生教育研究災害傷害保険」の一括加入など、さまざまな面からみんなさんの健康をサポートしています。

◆ 保健室 (iCommons 2階) <https://www.konan-u.ac.jp/life/shien/hoken/>

西宮キャンパス・ポートアイランドキャンパス・六甲アイランドキャンパスにもそれぞれ保健室が設置されています。ただし、開室曜日・時間は各キャンパスによって異なります



▶ 怪我等をした時

可能な範囲での応急処置は保健室で行います。必要であれば大学周辺の医療機関を紹介します。(大学周辺の医療機関の案内図等を用意しています。)

▶ 体調が悪い時

風邪などで体調が悪いときは、保健室で休養、相談できます。

▶ 相談をしたい時

健康上の相談や悩みがある時は保健室を利用して下さい。また医師に相談する機会も設けています。

▶ 計測したい時

身長・体重・視力・体脂肪・血圧・体温等の測定をすることができます。自分の健康状態を知るためにも、気軽に利用してください。



保健室では、医師による健康相談を行っています

健康について悩んでいることや、不安に思っていることはありませんか？保健室では、1か月に数回医師による健康相談を行っています。相談日等については、My KONAN及び掲示板でお知らせします。

◆ 定期健康診断・健康診断証明書について

本学では、学校保健安全法等に基づいて定期健康診断を実施して、疾病の予防と早期発見に努めています。「学生は、本学等が実施する定期健康診断を毎年度受診しなければならない」(学生心得第5条)と定められており、**健康診断を受けなかった場合、介護等体験実習や就職活動等に必要な健康診断証明書の発行ができませんので、必ず受診してください。**

- 定期健康診断の日程等の詳細については、My KONAN 及び掲示板で確認してください。
- 定期健康診断の結果、さらに精密検査が必要な場合は、本人宛に通知します。通知を受けた時は、必ず再検査を受け、結果を保健室まで知らせてください。
- 定期健康診断の結果に基づいて健康診断証明書を発行しますので、すべての項目（胸部X線・視力検査・内科健診・身体計測・尿検査）を必ず受けてください。受けられなかった時は、医療機関で健康診断を受け、その結果を保健室に提出してください。**その際の受診料金は自己負担となります。**
- 健康診断証明書は卒業年次のみ自動発行機から発行されます。その他の学年については保健室にお問い合わせください。
- 体育会団体に所属する1年次生は心電図検査を保健室で実施します。日程等の詳細はMyKONANでお知らせします。



◆ 学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生の不慮の事故に備え、学部・学環生、大学院生、研究生などを対象として、「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入しています。「学生教育研究災害傷害保険」は、以下のような場合に適用されます。①通学中の事故、②正課授業中の事故、③大学の行事中の事故、④課外活動中の事故、⑤大学施設内にいる間、大学の施設間を移動中の事故等、大学生活で発生する負傷の大半に適用されますので、気軽に保健室に相談してください。交換留学中の負傷にも適用できる場合がありますので、保健室に相談してください。

■ 支払われる保険金について

	正課授業中および 大学行事中の事故	課外活動中の事故	大学施設内にいる間 通学中および大学施設等 相互間の移動中の事故
医 療	※実通院日数1日以上が対象 ※入院は1日以上が対象 治療日数により 3,000円～30万円	※実通院日数14日以上が対象 ※入院は1日以上が対象 治療日数により 30,000円～30万円	※実通院日数4日以上が対象 ※入院は1日以上が対象 治療日数により 6,000円～30万円
入 院	1日につき4,000円加算	1日につき4,000円加算	1日につき4,000円加算
死 亡	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後 遺 障 害	障害の程度により 120万円～3,000万円	障害の程度により 60万円～1,500万円	障害の程度により 60万円～1,500万円



次のような場合に生じた傷害に対しては、保険金は支給されません。

- ①故意、自殺行為、犯罪行為 ②地震、噴火、津波など ③山岳登はん、リュージュ、ハングライダー搭乗など危険度の高い課外活動中（一部、担保範囲があります） ④大学が禁じた行為を行っている間、大学が禁じた時間・場所にいる間など ⑤その他、支給されない場合がありますので、保健室までお問い合わせください。

■ 事故で負傷した場合について

事故により負傷をした時は、次の手続きをして下さい。

受傷後、1ヶ月以内に保健室に来室する



保健室にて「事故通知はがき」に必要事項を記入し、
保健室へ提出する



「保険金請求書」を受け取る



治療が完了したら、必要事項を記入した「保険金請求書」と
領収書（コピー）を持って保健室へ提出する



手続き後、指定口座に保険金が振り込まれる

■ 父母の会「課外活動傷害見舞金」について

父母の会「課外活動傷害見舞金」は、学生教育研究災害傷害保険では救済されない傷害事故を対象としています。

この見舞金は、課外活動団体及び任意団体に所属している学生が課外活動中の事故により負傷した場合に支給されます。

申請書類は、父母の会事務局で渡します。

（ただし父母の会会員であることが条件です。）

※父母の会事務局（P.48参照）

注意事項

本学では、保険料の全額を大学の負担で保険に一括加入していますので、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」に書いてあるような異動（転部・退学・休学）の手続きなどは、学生個人がする必要はありません。また、休学・留年などの場合の修業年限延長に伴う追加加入の手続きも必要ありません。不明な点がある場合は保健室までお問い合わせください。

◆ 学校感染症・診療証明書について

学校保健安全法には学校感染症が決められており、感染症ごとに出席停止の期間の基準が定められています。感染症に罹患あるいは罹患の疑いがある場合、必ず医療機関で医師の診断を受け、登校せずに『新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、その他の学校感染症罹患フォーム』に入力をしてください。詳細や対応は保健室ホームページをご確認ください。本学には公欠制度がないため、欠席の取り扱いは各教員の判断になります。

「新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、その他の学校感染症罹患フォーム」
<https://form.run/@sas-imu-1675040557>



◆ AED（自動体外式除細動器）を設置しています！

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓に電気ショックを与え、誰でも安心して除細動を行えるよう設計された救命機器です。除細動をいかに早く行うかが鍵となります。

AEDの配備によって、いざという時、その場に居合わせた人誰もが尊い命を救うことができます。お互いが助け合える「安心・安全なキャンパスづくり」を甲南大学は目指します。

【設置場所】

- ①防災センター（西門）
- ②3号館1階事務室前
- ③iCommons 2階 保健室（貸出し用）
- ④iCommons 2階 Fitness Room前
- ⑤10号館1階エントランス
- ⑥7号館管理人室前
- ⑦13号館学生ラウンジ前
- ⑧図書館1階カウンター
- ⑨5号館1階エントランス
- ⑩講堂兼体育館1階ロビー
- ⑪三木瀧蔵記念体育館エントランス
- ⑫六甲アイランド体育館北側1階（守衛室前）
- ⑬六甲アイランド北グラウンドトイレ前
- ⑭西宮キャンパス管理室前
- ⑮ポートアイランドキャンパス保健室前
- ⑯ポートアイランドキャンパス保健室内
- ⑰白川台キャンパス警備室前
- ⑱新西宮ヨットハーバー艇庫
- ⑲平生記念セミナーハウス



すべてのAED設置場所に
このマークを掲示しています

市民救命士講習会を実施

応急手当の普及、救急救命処置の知識と技能向上のため市民救命士講習会を実施しています。
詳細は学生生活支援センターでお問い合わせください。

